

令和2年4月8日
東京都公文書館

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う 東京都公文書館の臨時休館の延長及び一部サービスの提供について

東京都公文書館は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発出を踏まえ、感染拡大防止の観点から、下記のとおり臨時休館を延長しますので、お知らせします。

なお、事前予約制による閲覧室の利用は休止することとし、引き続き郵送等による利用請求、電話等によるレファレンスなど、一部のサービスは継続します。

記

1 臨時休館期間

令和2年4月1日（水曜日）から同年5月6日（水曜日）まで（予定）

2 一部提供するサービス（継続）

（1）利用請求

東京都公文書館で保存している特定歴史公文書等について、郵便等やファクシミリにより、利用請求書の提出をすることができます。

（2）電話等によるレファレンス

東京都公文書館で所蔵している資料は、情報検索システムにてお探しいただけます。調べたいことや探している資料等の御質問について、必要な資料、情報を御案内します。内容によっては、お時間をいただくことがあります。

※ 上記（1）及び（2）の詳細は、東京都公文書館整理閲覧担当にお問合せ（電話番号：042-313-8440）いただくか、東京都公文書館ホームページをご覧ください。

3 その他

（1）開館記念企画展示「守る、伝える～東京のアーカイブズ」については、令和2年5月6日まで休止します。また、常設展示室も併せて休止します。

（2）研修室の一般への貸出し及び予約の受付は、当面の間休止します。

（3）デジタルアーカイブサービスは、令和2年4月1日からインターネットで公開しています。

（4）限定的に提供するサービス内容は、今後変更となる場合があります。その際は、改めて東京都公文書館ホームページでお知らせします。

(5) 令和2年5月7日以降の対応については、改めて東京都公文書館ホームページでお知らせします。

問合せ先
東京都公文書館
電話 042-313-8460